

## 基本引当金規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「本会」という。）の、資産管理にかかる基本引当金に関する事項を定め、積立、運用、処分及び管理を適正に行うことを目的とする。

### (積立)

第2条 基本引当金は、本会及び都道府県年金受給者団体会員が、本会定款に定める目的達成のために行う事業（特に理事会において必要と認める事業に限る。）の実施に要する費用の財源に充てるため、積み立てるものとする。

### (処分)

第3条 基本引当金は、第2条に定める財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の規定により基本引当金を処分する場合は、理事会の議決を経て、その必要な額を予算に計上してこれを行うものとする。

### (管理)

第4条 基本引当金は、本会定款の定めるところにより管理するものとする。

### (増減計算書)

第5条 基本引当金については、毎事業年度末において、増減計算書を作成するものとする。

### 附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。